

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	17-2
処分の種類	調理師免許の取消し			
根拠法令条例等・条項	調理師法第4条の2、第6条			
処分の概要	調理師免許の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がなく、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難であるため)</p> <p>【参考】</p> <p>・調理師法</p> <p>第四条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。</p> <p>一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</p> <p>二 罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>第六条 都道府県知事は、調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>一 第四条の二各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 その責めに帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			